

【通学支援の基本的な考え方】

統合に伴う新しい小学校の通学支援については、三豊市全域において下記の考え方を適用する。

【新しい小学校から半径 2.5km の円外となる児童に対し、通学支援策を講じる】

ただし、学校までの道のりが半径 2.5km 以内であっても入り組んでいて距離が長くなったり、道路の起伏が激しい箇所があったりするため、半径 2km 以上の児童を対象とする。

通学支援については、コミュニティバスも含めて検討することとし、バスでの支援とする。

「通学支援に対する考え方」

1. 支援対象は新しい学校から半径 2km のラインを超える児童（自治会単位）とする。
2. 半径 2km ライン上の自治会については、内部であっても対象と考える。

（例）



「バスを走らせる上での原則」

1. 停留場所は、道路上で児童が安全に乗り降りできる場所とする。
2. 停留場所は、原則として半径 2km のラインより外に設置する。